

令和5年度

## 自動車検査員研修

【北海道運輸局 地域教材】

注) 令和5年度 自動車検査員研修では本教材の他、以下の資料が必要です。

①令和5年度 整備主任者研修 法令研修【全国共通教材】

②令和5年度 整備主任者研修 法令研修【北海道運輸局 地域教材】

# 目 次

## (プレスリリース等)

- 1. OBD検査関係 ----- 1
- 2. 自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について ----- 7
- 3. 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！ ----- 10
- 4. 「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」の中間とりまとめ ----- 18

## (監査・処分関係)

- 5. 令和5年度 指定監査結果集計表（口頭注意件数） ----- 24
- 6. 令和4年度及び令和5年度の指定整備事業者の処分状況一覧 ----- 25
- 7. 指定自動車整備事業者処分概況（令和4年度・令和5年度） ----- 26

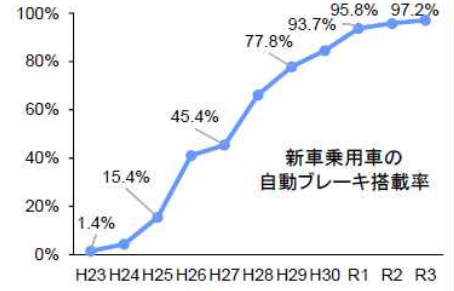
## (その他)

- 8. 二輪自動車の指定部品の取扱いについて ----- 34
- 9. 駆動軸にスピードメーターの検知装置が無い四輪自動車の速度計の検査方法 ----- 35
- 10. 車検前の適切な点検・整備へのご協力をお願いします！！ ----- 36
- 11. 事業用自動車に関する適正な車体表示の徹底について ----- 37

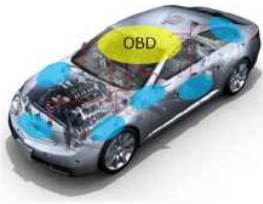
# OBD検査の概要

## (背景・経緯)

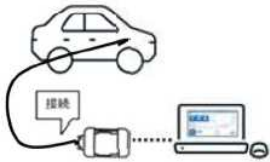
- 自動ブレーキ等が搭載された自動車が増加し、電子装置の不具合による事故も発生しているが、現在の車検は、電子装置の機能確認には対応していない
- 平成29～30年に検討会(※)で審議を重ね、車検時に電子装置の機能確認を行う「**OBD検査**」を令和6年10月より開始することを決定。  
※ 「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」
- 以降、道路運送車両法の改正(令和元年5月)、(独)自動車技術総合機構におけるシステム開発等の準備を進めてきたところ



### OBD検査とは



- (OBDとは)
- 自動車には、電子装置の状態を監視し、故障を記録する「車載式故障診断装置(OBD: On-Board Diagnostics)」が搭載されている
  - 故障の記録(「故障コード」)は、スキャンツールにより読み出し可能



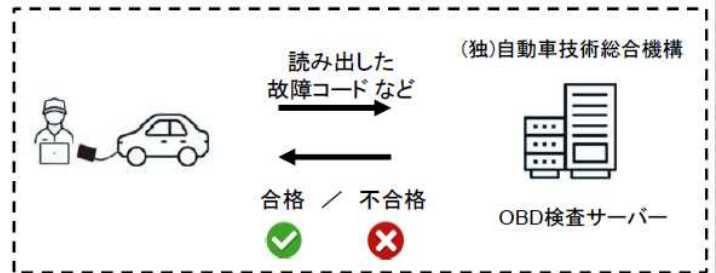
故障コードの読み出し

- (OBD検査とは)
- 車検時に故障コードを読み出し、「保安基準不適合となる故障コード」が残っている場合、車検不合格

- (検査開始日)
- 令和6年10月(輸入車は令和7年10月)
  - ※ 令和3年10月以降の新型車が対象

### OBD検査のやり方

- OBD検査は自動車技術総合機構(機構)、軽自動車検査協会又は指定整備工場(民間車検場)が行う  
→ 指定整備工場は「検査用スキャンツール」等の準備が必要
- 検査用のスキャンツールで故障コードを読み出し、機構が管理する「OBD検査」サーバーへ送信。サーバーが可否を判定



- 令和5年10月より、OBD検査の練習期間(プレ運用)を開始

## 整備事業者の種類とOBD検査への対応

- 「指定工場」(いわゆる民間車検場)は、OBD検査のための機器を準備する必要がある

### 整備事業者全般

- ・ オイル交換、タイヤ空気圧の調整 等 (特定整備に該当しない整備)

### 自動車特定整備事業者

約9.1万工場 (通称「認証工場」)

- ・ 安全上重要な整備(ブレーキの取外し等)を行うことができる

### 指定自動車整備事業者

約3.0万工場 (通称「指定工場」)

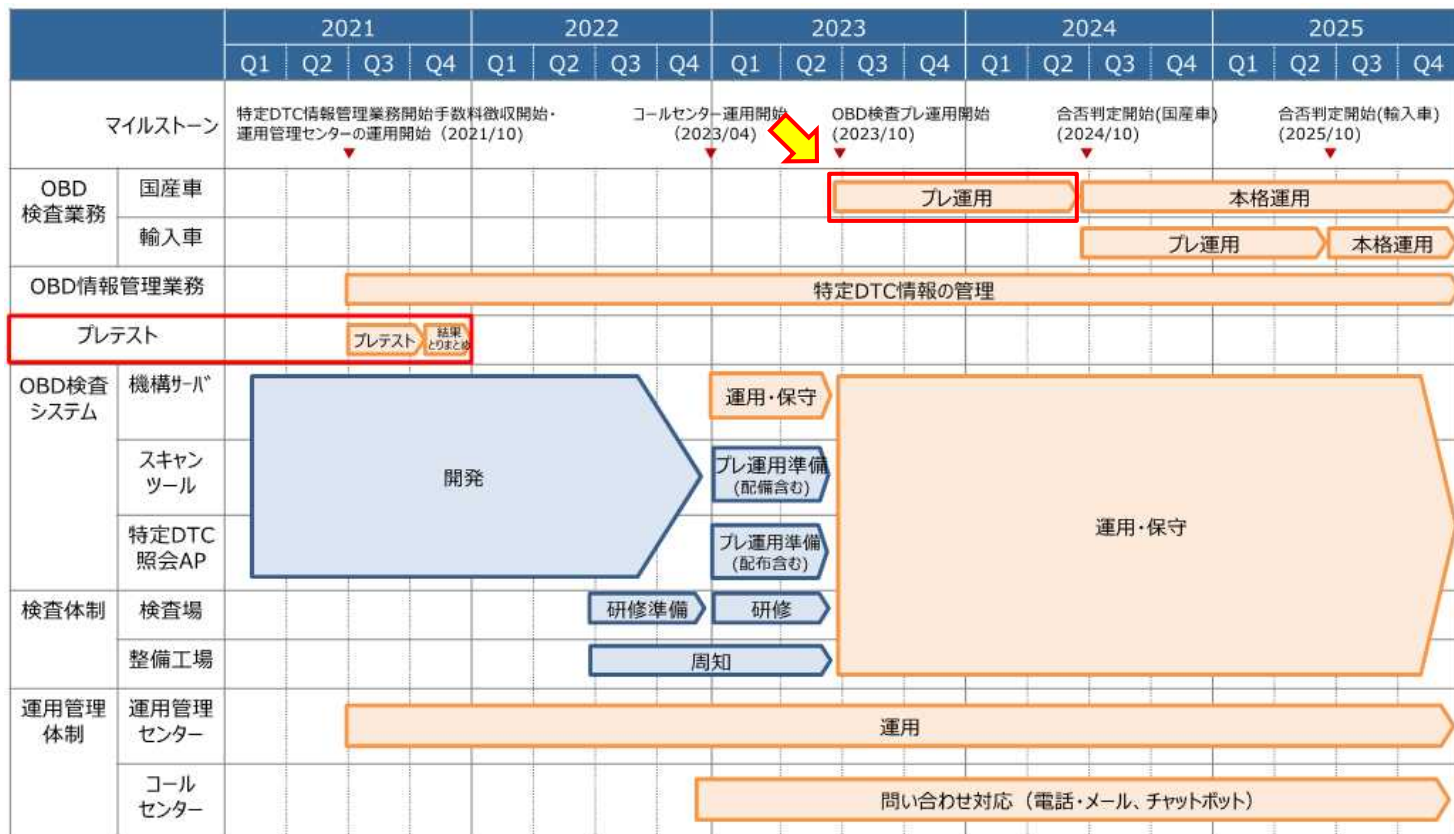
- ・ 自社で検査(車検)を行うことができる
- ・ いわゆる 民間車検場

運輸支局等で車検を受ける

OBD検査のための機器の準備は不要

自社で車検を行う

OBD検査のための機器の準備が必要



【凡例】 : OBD検査に向けた準備業務  
 : OBD検査の運用にかかる業務

## OBD検査に向けた周知 (OBD検査プレ運用など)

- OBD検査の開始(令和6年10月～)に先立ち、整備工場等の練習期間として、令和5年10月より「OBD検査プレ運用」を開始予定。
- 全国において、自動車整備振興会等と連携し、事業者向けの説明会を重ねて実施中

### OBD検査プレ運用

- OBD検査の開始1年前より、整備工場等の練習期間を設けるもの
  - 「OBD検査サーバー」の利用開放
    - 指定工場等による「お試し接続」など
  - 運輸支局等におけるOBD検査の実施
    - 検査官、受検者の習熟
- プレ運用への参加は任意
- プレ運用期間中は、車検不合格や整備工場に対する処分等の措置は行わない
- (独)自動車技術総合機構は、プレ運用期間中より専用のホームページやコールセンターを設置

### 整備工場に対する周知

- 運輸支局、(独)自動車技術総合機構は、各都道府県の自動車整備振興会と連携して、整備工場向けの説明会を実施中。
- 整備工場の理解はまだ不十分。
- 今後も、会報誌、ホームページなどあらゆる媒体で周知を行うとともに、説明会を重ねて実施予定。



( OBD検査ポータルサイト )

# 『OBD検査』、『OBD確認』、『OBD点検』、違いは？

OBD点検		OBD検査	OBD確認
定期点検整備	制度	検査（車検）	任意 <b>（実施義務はなし）</b>
令和3年10月1日	開始時期	<b>令和6年10月1日</b> （輸入車は令和7年10月1日）	OBD検査が必要な自動車 に対し、次の目的で実施 ✓ 完成検査時 <b>以外</b> での 適否の確認 ✓ 持込検査での省略
OBDを搭載する全ての自動車 <b>（年式にかかわらず）</b>	対象自動車	<b>令和3年10月1日以降の新型車</b> （輸入車は令和4年10月1日 以降の新型車）	
12カ月ごと	実施時期	車検時 指定： <b>完成検査時</b> 持込： <b>持込検査時</b>	
スキャンツールを接続し、 整備が必要な故障コード があれば整備	方法	<b>機構サーバーに接続</b> して合否判定 <b>（自動判定）</b>	
認定は不要	スキャンツール	認定を受けた「 <b>検査用スキャンツール</b> 」	



※ わかりやすいように説明を簡略化。  
正確には法令を参照のこと



## 新設・改正予定の通達について（概要）

### 新設・改正予定の通達

1. 自動車整備事業者におけるOBD検査システムのID等の管理及び遵守事項について（新設）
2. OBD検査用システム登録事業者の国への各種申請における連絡体制の取扱方針について（新設）
3. 自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について（新設）
4. 天災等の事由によりOBD検査が実施できない場合の措置について（新設）
5. OBD検査の開始に伴う「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」、「自動車整備事業の監査方針について」等の一部改正

### 今後のスケジュール（予定）

令和5年10月25日	第2回準備会合	通達案の公表・審議
令和5年12月22日	第3回準備会合	通達案の継続審議
令和6年 2月頃	パブリックコメント募集	
令和6年 3月末頃	通達策定	

## ■最新情報はこちらで

OBD検査ポータルサイト :



OBD検査準備会合 :



## ■お困りの時はこちらへ

OBD検査コールセンター : 0570-022-574



# 車の安全と未来のために はじまる! OBD検査

プレ運用  
令和5年10月～  
OBD検査開始  
令和6年10月～  
※ 輸入車は令和7年10月～

## ? OBD検査プレ運用とは

- ☑ OBD検査開始前の練習期間です。
- ☑ 検査の合否には影響しません。



## 指定工場は、OBD検査の準備が必要です。



早めに準備をしてプレ運用期間にOBD検査の練習をしてください。  
プレ運用への積極的な参加をお願いします。

### ▶▶▶ 3つの準備が必要です



OBD検査システムへの  
事業場・利用者登録をすること



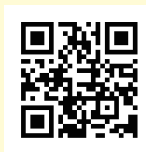
特定DTC照会アプリを  
インストールすること

システム登録、アプリインストールの方法はこちら ▶



検査用スキャンツールを  
備えること

検査用スキャンツールの情報ははこちら ▶



(一社)日本自動車機械工具協会

## 車の安全と未来のために はじまる! OBD検査

プレ運用  
令和5年10月～  
OBD検査開始  
令和6年10月～  
※輸入車は令和7年10月～

### ? OBD検査プレ運用とは

- ☑ OBD検査開始前の練習期間です。
- ☑ 検査の合否には影響しません。



持込検査では **検査職員がOBD検査を実施します。**



持込検査時の検査場でのプレ運用に  
ご協力をお願いします。

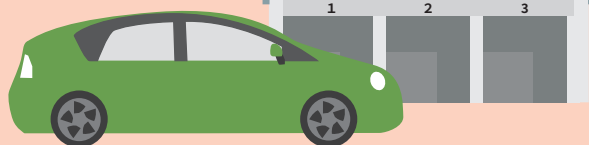


義務ではありませんが  
指定工場と同じ準備をすれば  
次のメリットがあります。

『OBD確認』をすることができます。

OBD確認  
をすれば・

- ☑ 受検前に判定結果を確認できます。
- ☑ 検査場でのOBD検査が原則、省略されます。



OBD確認とは 入庫の際や持込検査の前に不適合箇所がないか確認できるサービス機能です。

### 🚗 OBD検査が必要な車は

令和3年10月(輸入車は令和4年10月)以降の  
ニューモデルから対象、それ以外は対象外



車検証の備考欄に  
「OBD検査対象」と  
記載があります。

### ⚠️ 記載があっても以下の場合は検査不要です

- ▶ 検査日が令和6年9月30日以前(輸入車は令和7年9月30日以前)
- ▶ 検査日が型式指定年月日から2年を経過していない
- ▶ 検査日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日から起算して10ヶ月を経過していない



国自整第 197 号  
令和 2 年 11 月 11 日  
国自整第 124 号  
最終改正 令和 5 年 9 月 27 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

### 自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について

自動車整備業界においては、整備に係る人材確保が長年の課題となっている。

今般、特定整備に係る認証を受けている事業場において、以下に掲げる条件をすべて満たす場合にあっては、他事業場等からの業務支援による作業員の作業であっても、作業員を借り入れた事業場において行った作業とみなすこととしたので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

1. 業務支援において、作業員を借り入れる事業場（以下「借入事業場」という。）と作業員を貸し出す事業場又は事業場以外の部署（以下「貸出事業場等」という。）は同一の自動車特定整備事業者であること。
2. 作業員を貸し出した後であっても貸し出す事業場及び借入事業場は、それぞれの事業場（指定自動車整備事業についても同じ。）の従業員の基準を満たすこと。
3. 貸し出される作業員は、貸し出す事業場における整備主任者又は自動車検査員でないこと。
4. 貸し出された作業員の作業の範囲は、点検及び整備のみとすること。
5. 貸し出された作業員の作業は、借入事業場の作業指示に従うこと。
6. 貸し出された作業員が保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合は、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育を事前に実施し、その結果を記録すること。
7. 借入事業場及び貸出事業場等は、それぞれ借入勤務実績及び貸出勤務実績を記録すること。

「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」（令和2年11月11日付け、国自整第197号）  
 の一部改正について  
 （下線部が改正箇所）

新	旧
<p>国自整第197号                      令和2年11月11日  <u>国自整第124号</u>  <u>最終改正 令和5年9月27日</u></p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿                      沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について</p> <p>自動車整備業界においては、整備に係る人材確保が長年の課題となっている。</p> <p>今般、<u>特定整備</u>に係る認証を受けている事業場において、以下に掲げる条件をすべて満たす場合にあつては、<u>他事業場等</u>からの業務支援による作業員の作業であつても、作業員を借り入れた事業場において行った作業とみなすこととしたので、了知されるときにも、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。</p> <p>なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり</p>	<p>国自整第197号                      令和2年11月11日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿                      沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車整備課長</p> <p>自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について</p> <p>自動車整備業界においては、整備に係る人材確保が長年の課題となっている。</p> <p>今般、<u>分解整備</u>に係る認証を受けている事業場において、以下に掲げる条件をすべて満たす場合にあつては、<u>他事業場</u>からの業務支援による作業員の作業であつても、作業員を借り入れた事業場において行った作業とみなすこととしたので、了知されるときにも、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。</p> <p>なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり</p>

り通知したので申し添える。

1. 業務支援において、作業員を借り入れる事業場（以下「借入事業場」という。）と作業員を貸し出す事業場又は事業場以外の部署（以下「貸出事業場等」という。）は同一の自動車特定整備事業者であること。
2. 作業員を貸し出した後であっても貸し出す事業場及び借入事業場は、それぞれの事業場（指定自動車整備事業についても同じ。）の従業員の基準を満たすこと。
3. 貸し出される作業員は、貸し出す事業場における整備主任者又は自動車検査員でないこと。
4. 貸し出された作業員の作業の範囲は、点検及び整備のみとすること。
5. 貸し出された作業員の作業は、借入事業場の作業指示に従うこと。
6. 貸し出された作業員が保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合は、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育を事前に実施し、その結果を記録すること。
7. 借入事業場及び貸出事業場等は、それぞれ借入勤務実績及び貸出勤務実績を記録すること。

り通知したので申し添える。

1. 業務支援において、作業員を借り入れる事業場（以下「借入事業場」という。）と作業員を貸し出す事業場（以下「貸出事業場」という。）は同一の自動車特定整備事業者であること。
2. 作業員を貸し出した後であっても貸出事業場及び借入事業場は、それぞれの事業場（指定自動車整備事業についても同じ。）の従業員の基準を満たすこと。
3. 貸し出される作業員は、貸出事業場における整備主任者又は自動車検査員でないこと。
4. 貸し出された作業員の作業の範囲は、点検及び整備のみとすること。
5. 貸し出された作業員の作業は、借入事業場の作業指示に従うこと。
6. 貸し出された作業員が保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合は、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育を事前に実施し、その結果を記録すること。
7. 借入事業場及び貸出事業場は、それぞれ借入勤務実績及び貸出勤務実績を記録すること。

令和5年9月29日  
自動車局整備課

## 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が急増する傾向を踏まえ、タイヤ脱着時の確実な作業の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

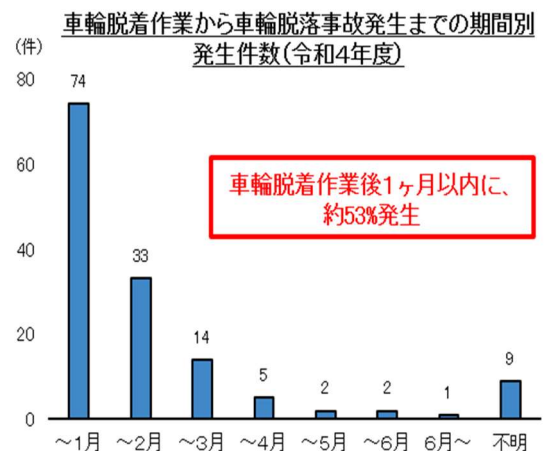
大型車の車輪脱落事故の発生件数は、近年増加傾向にあり、国土交通省においては、令和4年2月に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析を行い、同12月に中間とりまとめを策定したところです。

本中間とりまとめにおいては、タイヤ脱着作業時のワッシャー付きホイール・ナットの点検、清掃や各部位への潤滑剤の塗布、ホイール・ナットが円滑に回るかの確認が不十分である等、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていない等が、事故の主な原因として報告されています。

こうした状況を踏まえ、10月から来年2月にかけて、「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

## 【主な取組】

- 大型車の使用者、運転者及び整備作業員等に対して、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発を図る。
- 例年車輪脱落事故は冬用タイヤへの交換など車輪脱着作業から1～2ヶ月後が大半を占めており、積雪予報が発せられた直後に交換作業が集中したことにより、不適切な脱着作業が行われていたこともあることから、通常の降雪時期を待たず早期に冬用タイヤに交換するなど、余裕を持って正しい脱着作業を行えるべく、冬用タイヤ交換作業の平準化を推進する。



また、更なる車輪脱落事故防止対策として、10月1日より、自動車運送事業者及び整備管理者に対する行政処分を導入することとします。

- 車輪脱落事故を惹起した自動車運送事業者に対する車両の使用停止（初違反 20日車、再違反 40日車）
- 一定期間に複数回の車輪脱落事故を惹起した自動車運送事業者等に対し整備管理者の解任命令

※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

## ＜添付資料＞

- 別紙1：大型車の車輪脱落事故防止のための啓発ポスター及びチラシ
- 別紙2：令和4年度大型車の車輪脱落事故発生状況

## ＜問い合わせ先＞

自動車局整備課 杉本、坂本

代表：03-5253-8111（内線：42412）

直通：03-5253-8599



©大型車の車輪脱落事故発生状況(国土交通省、令和3年度)

皆さん、ご存知でしたか？

大型車の車輪脱落事故の多くが、冬場、安全に走るためのタイヤ交換後に発生しているということ。

タイヤ交換時には、部品の錆や汚れをきちんと点検し、増し締めをしっかりと行うなど、適切に取り付けてください。

確実な点検・整備で、防げる事故があります。

「昨日も大丈夫だったから今日も大丈夫。」

その軽い気持ちで命を奪う

防ごう！大型車の車輪脱落事故 点検しよう！出発前の車両の安全

事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

# 防



危ない!



# おと

## おとさめのための 点検整備

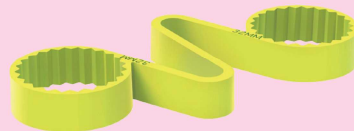
事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善の手段です。

## トルクレンチで 適正締付

適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施。

## 動画をチェック!

正しい点検方法や連結式ナット回転指示インジケータの使用方法をご案内しています。



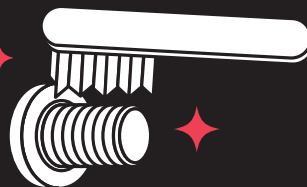
## 大型車の

# 車輪脱落事故

# さ

## さびたナットは 清掃・交換

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを取り除きます。



# な

## ナット・ワッシャー 隙間に給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させて油をなじませてください。

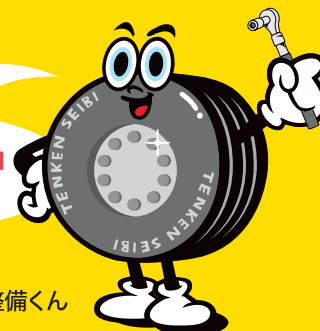


# い

## いちにち一度は 緩みの点検

運行前に特に脱落が多い左後輪を中心に、ボルト、ナットを目で見手で触って点検します。

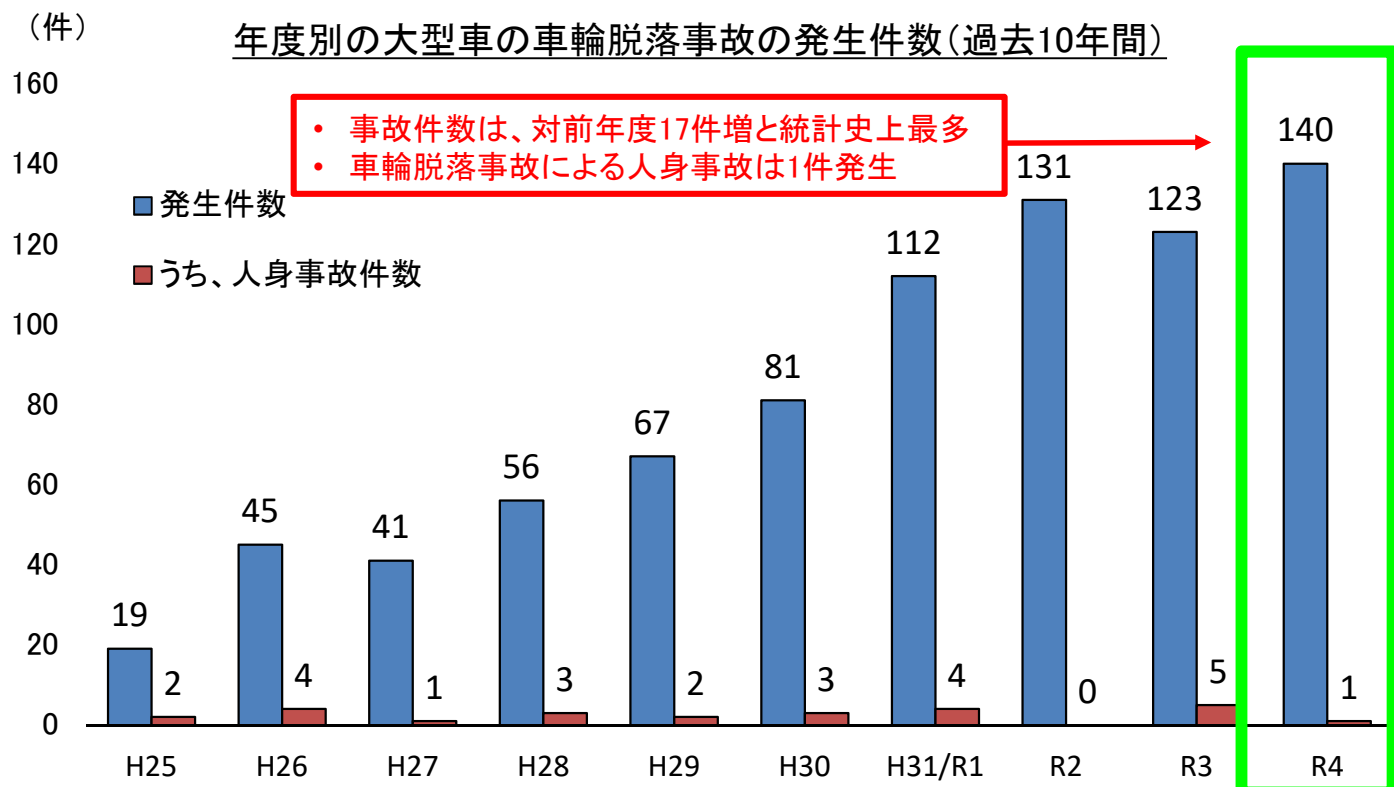
「お・と・さ・な・い」  
を徹底しよう!



Mr. 整備くん

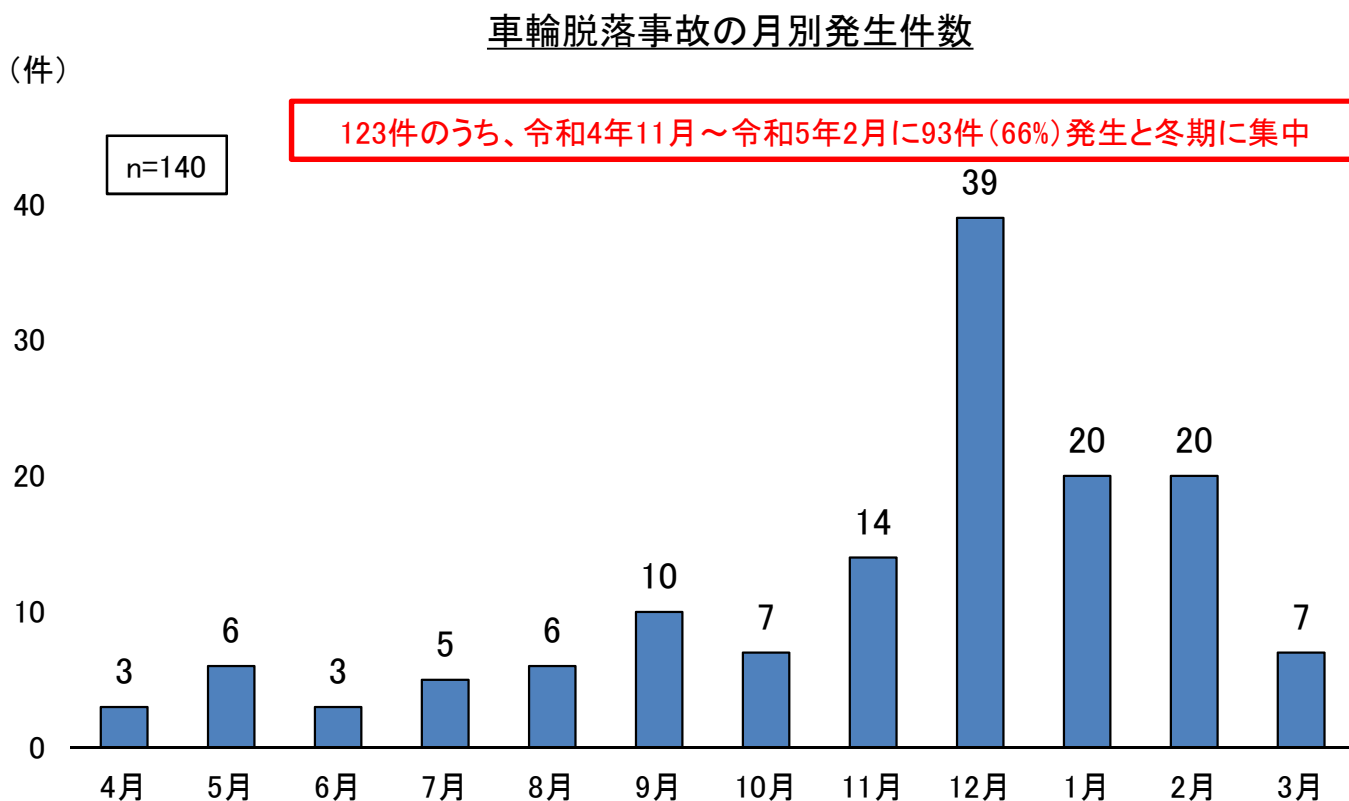


# 車輪脱落事故発生状況（令和4年度）【別紙2】



※ 車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバスであって、ホイール・ナットの脱落又はホイール・ボルトの折損により、タイヤが脱落した事故 (年度)

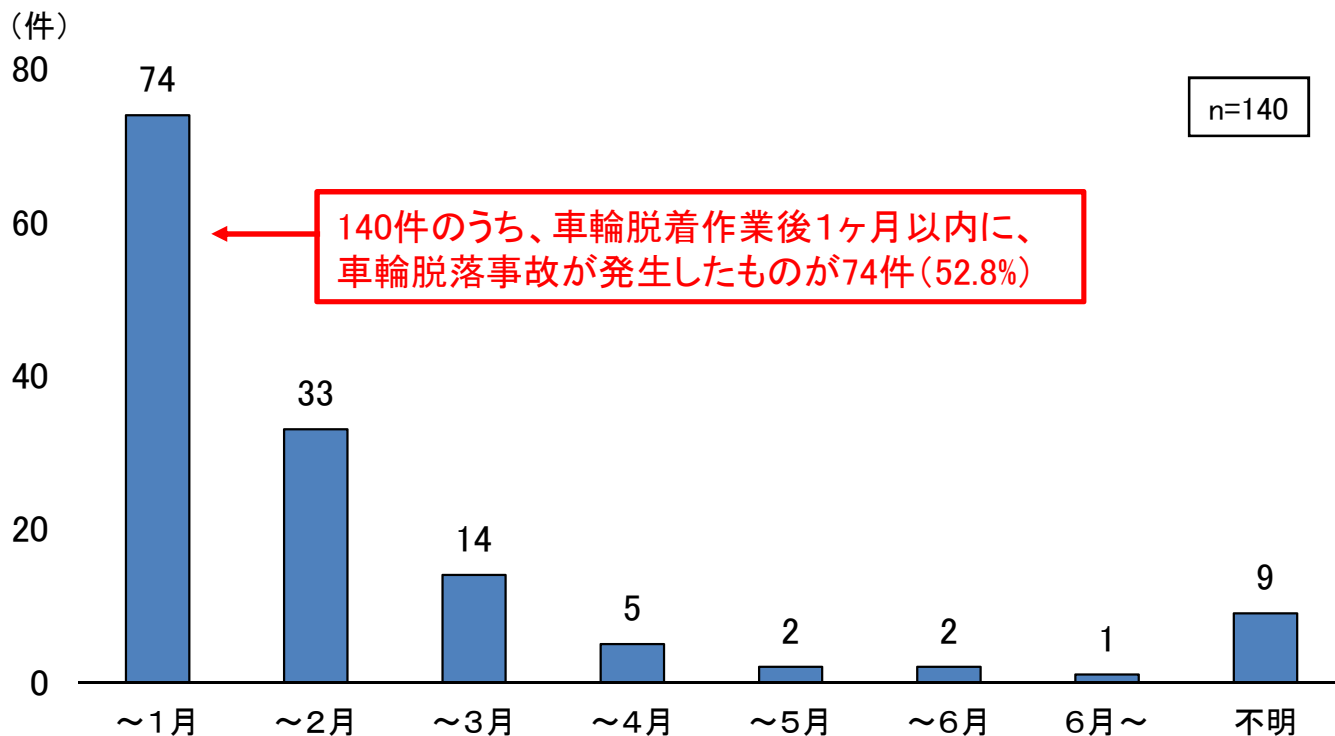
出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告



出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

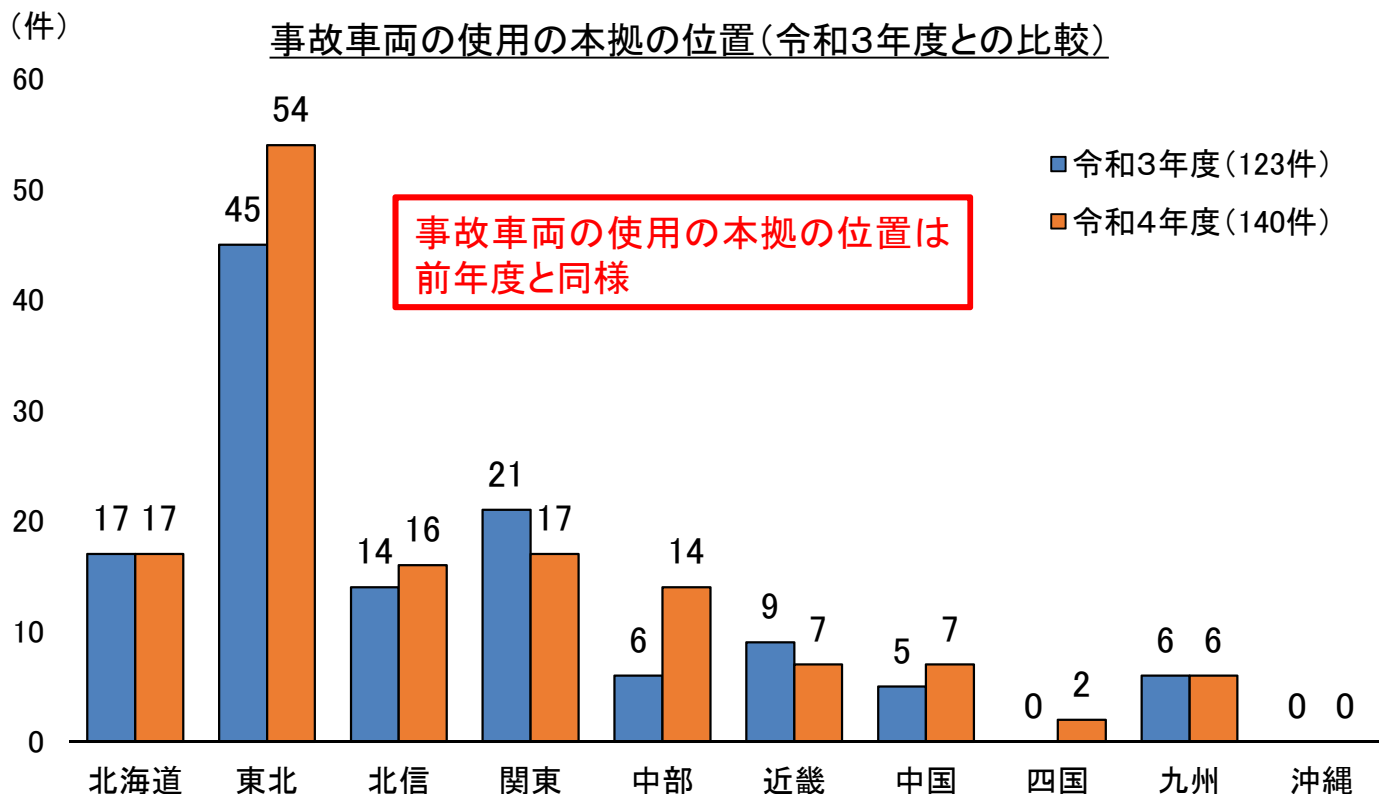
# 車輪脱落事故発生状況（令和4年度）

## 車輪脱着作業から車輪脱落事故発生までの期間



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

## 事故車両の使用の本拠の位置（令和3年度との比較）

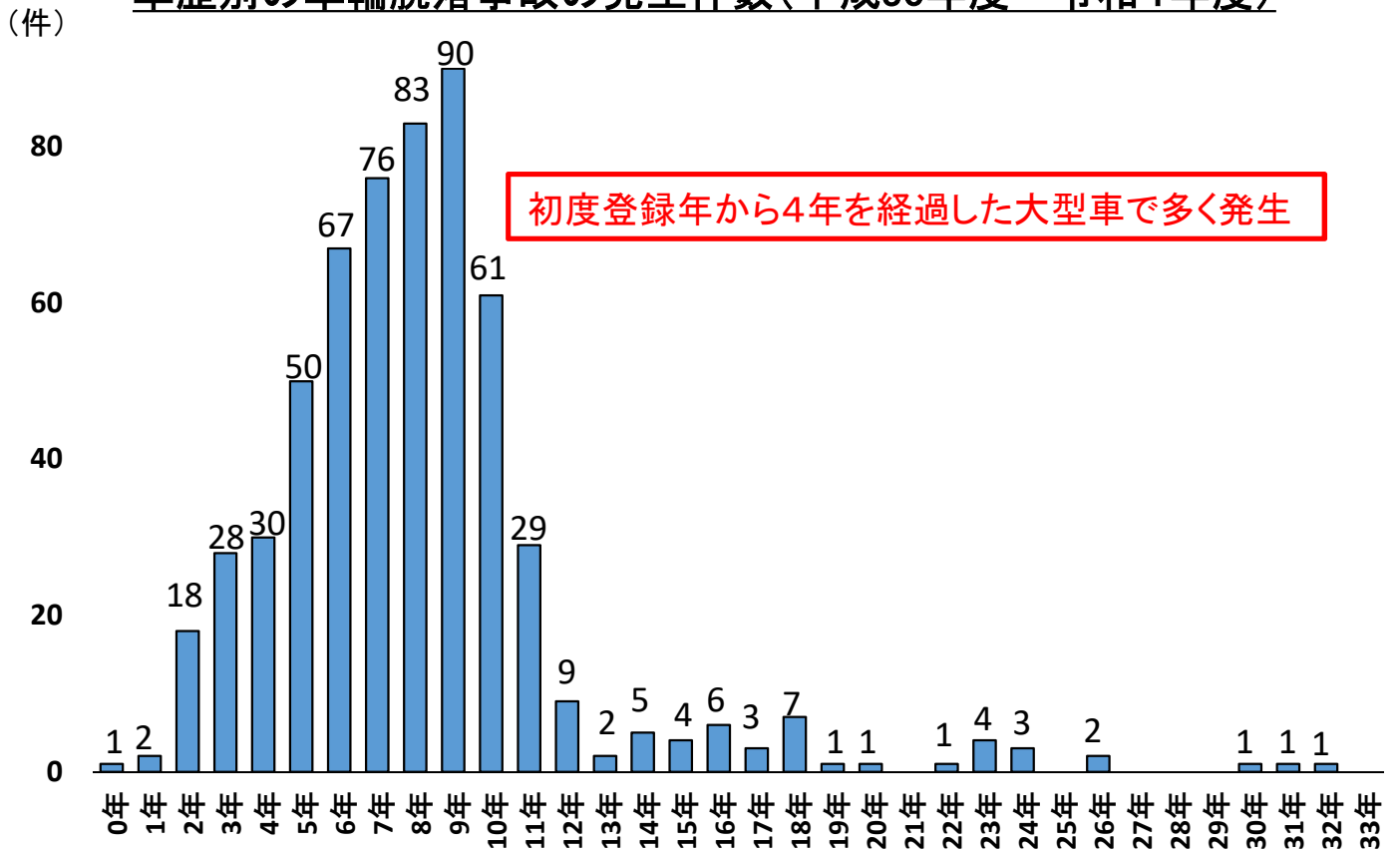


出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告



# 車輪脱落事故発生状況（令和4年度）

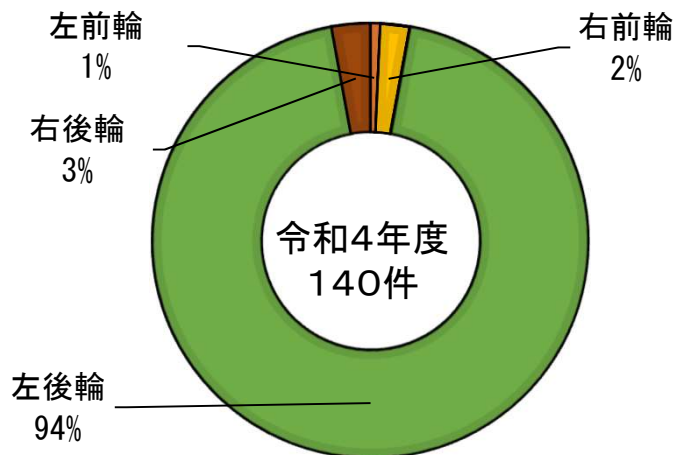
車歴別の車輪脱落事故の発生件数（平成30年度～令和4年度）



初度登録年から4年を経過した大型車で多く発生

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

脱落した車輪位置

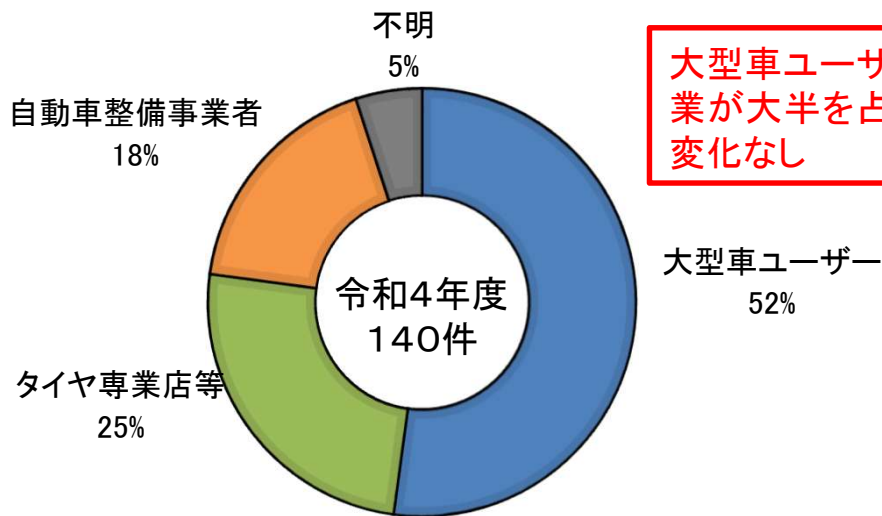


左後輪に集中する傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

# 車輪脱落事故発生状況（令和4年度）

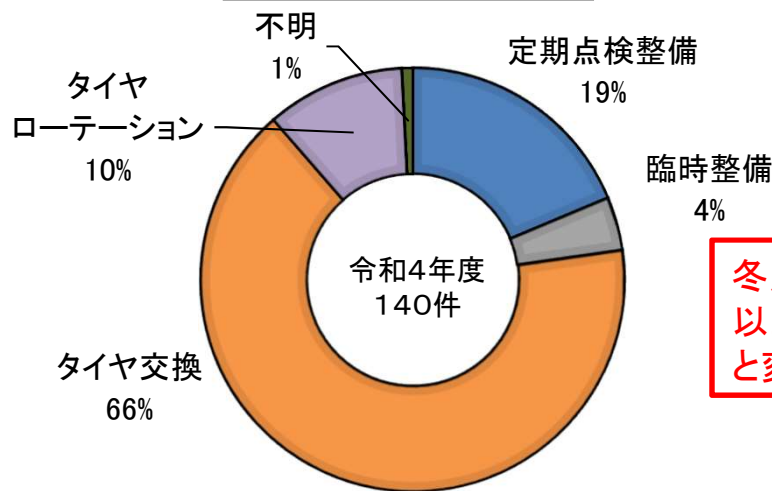
## タイヤ脱着作業実施者別



大型車ユーザー自らのタイヤ脱着作業が大半を占める傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

## タイヤ脱着作業内容別



冬用タイヤ等への交換が半数以上を占める傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

# 車輪脱落事故車両調査（令和4年度）

- 令和4年度発生した車輪脱落事故車両140台のうち136台に対して、各部品に劣化・損傷状態や、タイヤ脱着作業の実施状況を確認する事故車両調査を実施した。
- 事故車両調査の結果、
  - ・ホイール・ボルトやナットに著しいさびがあるものや、ゴミ等の異物が付着しているもの
  - ・ホイール・ナットとワッシャのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットがスムーズに回転しないもの 等、適切なタイヤ脱着作業が実施されていない車両が確認された。

## 事故車両調査により確認された各部品の劣化・損傷事例

### 著しいさびや汚れによる ホイール・ナット



（ホイール・ナット上面からはナット座面の状態が確認できない場合が多く、ワッシャーが固着しているものもある。）

### ホイール・ボルトに 著しいさびや汚れ等の 付着



### スムーズに回転しない ホイール・ナット



（ホイール・ナットとワッシャのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットとワッシャにガタが発生し、スムーズに回転しない。）

### 著しいさびによる ディスク・ホイールの損傷



（ディスク・ホールのボルト穴や、ホイール・ナットの当たり面に、著しいさびによる剥離や損傷が発生している。）

令和4年12月27日  
自動車局整備課

「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」  
の中間取りまとめを公表します

～今後の大型車の車輪脱落事故防止対策のあり方について～

「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」におけるこれまでの検討を踏まえて「中間取りまとめ」がまとめられましたので、公表します。

近年、大型車の車輪脱落事故が増加傾向にあることを踏まえ、さらなる事故防止対策を進めるため令和4年2月に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、各種調査や実証実験の結果を踏まえて検討を行い、今後の車輪脱落事故防止対策のあり方について「中間取りまとめ」がとりまとめられました。

国土交通省では、関係団体と協力して「中間取りまとめ」において提言された車輪脱落事故防止対策を推進して参ります。

【中間とりまとめのポイント】

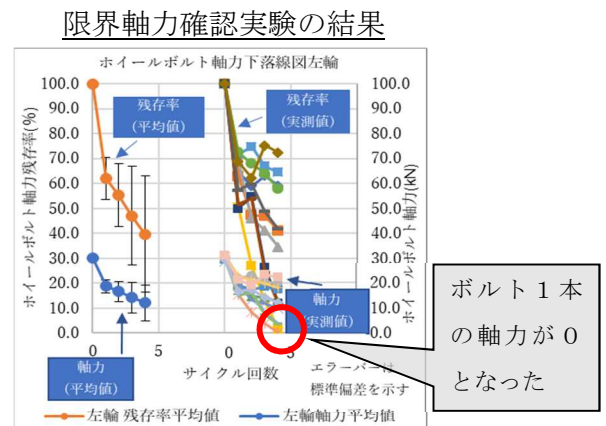
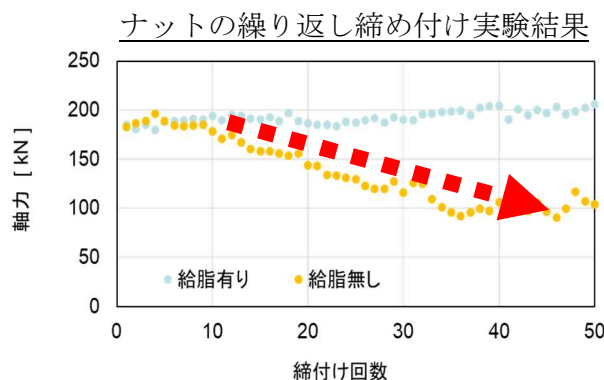
1. 事故調査、実証調査

○車輪脱落事故車両調査、タイヤ脱着作業等の実態調査・分析結果

- 事故車両において、劣化したナットが使用されていたり、ナットの点検・清掃、潤滑剤の塗布等が適切に行われていなかった
- 規定トルクでナットの締め付けを行っておらず、増し締めも行っていなかった
- 日常点検において、ナットの緩みの有無を確認していなかった
- 整備管理者による指導・管理が不十分であった

○実証実験により明らかになった事項

- ボルト、ナットは適切に潤滑剤の塗布を行わない場合、締め付けを繰り返すたびに、締め付け力（軸力）が徐々に低下する（下記左図）
- 最大積載の大型貨物自動車の左右の駆動輪をメーカーの規定トルクよりも低いトルクで締め付け、悪路条件等を模擬したテストコースをサイクル走行させた結果、軸力が一定の水準より小さい場合に（今回の実験では初期軸力 30kN での実験において）、走行に伴い急速に軸力が低下し、0になることが確認された（赤丸で囲んだ点。下記右図）



## 2. 提言された車輪脱落事故防止対策

### ○速やかに実施すべき対策

- 大型車使用者に劣化部品の適切な交換を促す緊急点検の実施
- タイヤ脱着作業者が適切な作業手順・保守管理手順を確認するための動画公開
- 車輪脱落事故防止キャンペーンの継続的实施 等

### ○中・長期的に実施すべき抜本対策

- 車輪脱落事故惹起事業者等の整備管理者に対する特別研修の新設
- 一定期間に複数回の車輪脱落事故を惹起した事業者等の整備管理者に対する、解任命令の発令
- タイヤ脱着作業者の人為的な作業ミスを防ぐための車両対策 等

別紙 1 大型車の車輪脱落事故に係る調査・分析検討会 中間取りまとめ（概要版）

別紙 2 大型車の車輪脱落事故防止のための啓発用チラシ

#### 【問い合わせ先】

国土交通省自動車局整備課

Tel03-5253-8111（内線 42412, 42413）

Tel03-5253-8599（直通）

Fax03-5253-1639

## 大型車の車輪脱落事故に係る調査・分析検討会 中間取りまとめ（概要版）

### 1. 趣旨・概要

依然として多発している大型車の車輪脱落事故に係る発生要因の調査・分析とさらなる事故防止対策を検討するため、令和4年2月に「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」を設置し、各種調査や実証実験の結果を踏まえて検討を行い、今後の大型車の車輪脱落事故防止対策の在り方について、中間取りまとめを行った。

### 2. 調査・分析結果

#### (1) 車輪脱落事故車両調査や、タイヤ脱着作業、保守管理状況に係る実態調査において散見された事例

- ・タイヤ脱着作業時にホイール・ボルト（以下単に「ボルト」という。）、ホイール・ナット（以下「ナット」という。）等の点検・清掃、潤滑剤の塗布が適切に実施されておらず、著しいさびや汚れを清掃せず劣化・損傷した部品をそのまま使用していた。
- ・ボルトやナットのねじ部、摺動部への潤滑剤の塗布を行っておらず、スムーズに回転しないナットをそのまま使用して締め付けていた。
- ・ナットの締め付け時に、自動車メーカーが規定するトルク値で締め付けを行っていなかった。
- ・大型車の使用者自らによる増し締め等が実施されていなかった。
- ・日常点検が適切に実施されておらず、日頃からナットの緩みの有無を確認していなかった。
- ・運送事業者等の整備管理者による事業者内の指導・管理が不十分であった。

#### 事故車両におけるタイヤ脱着作業時の不適切な点検・清掃事例



ワッシャ部が固着したナット



ホイールのボルト穴の損傷



さび汁が流出した痕跡



ボルトに著しいさびや汚れの付着

#### (2) タイヤ脱着作業、保守管理状況に係る実態調査により得られた知見

- ・タイヤ脱着時の点検・清掃・潤滑作業内容については、大型車使用者の業種に関わらず社内の周知・徹底は一定程度図られているものの、ISO方式に特有の作業であるナツ

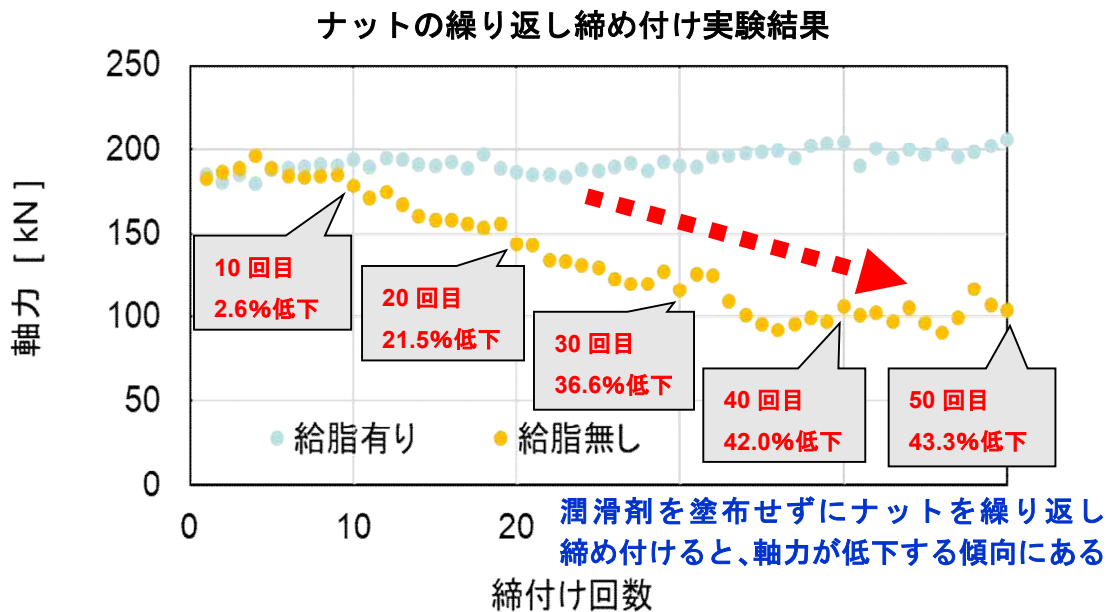
トの摺動部への潤滑剤塗布を筆頭に、タイヤ脱着作業への作業内容の徹底が不十分な事業者も存在した。

- ・事故惹起事業者において、自動車メーカーの規定する締め付けトルクによるナットの締め付け遵守状況が顕著に低かった。

### (3) 使用過程のボルト、ナットの性能確認実験

#### ナットの繰り返し締め付け実験結果

- ・ボルト、ナットは指定箇所へ潤滑剤の塗布を行わない場合、締め付けを繰り返すたびに自動車メーカーの規定トルクに対して発生する軸力が徐々に低下する事が分かった。
- ・タイヤ脱着作業時の適切な潤滑剤の塗布により、軸力低下を抑えることができると考えられる。

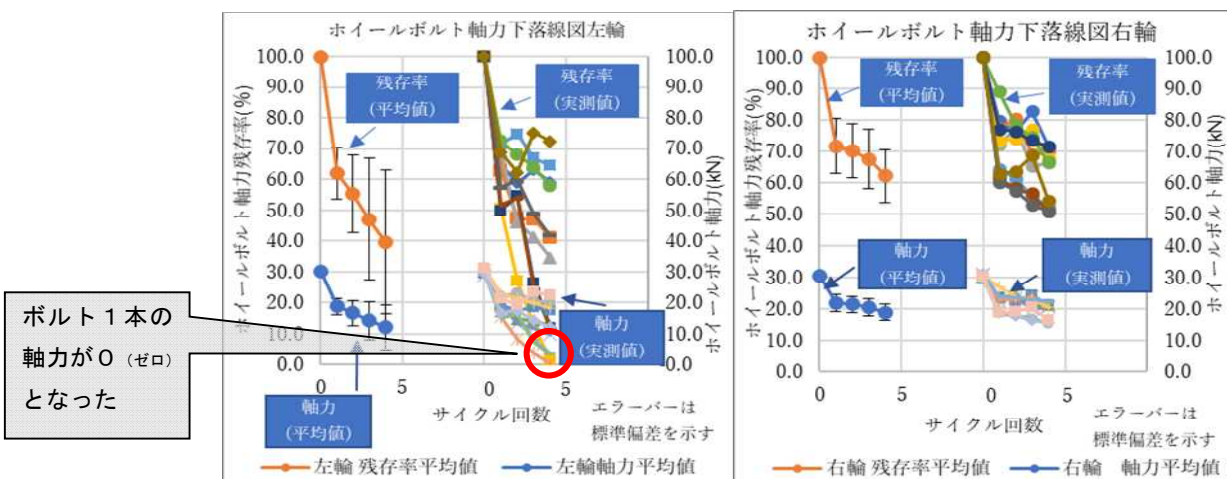


### (4) 大型貨物自動車を用いた走行実証実験

#### 限界軸力確認実験

- ・最大積載の大型貨物自動車の左右の駆動輪をメーカーの規定トルクよりも低いトルクで締め付け、悪路条件等を模擬したテストコースをサイクル走行させた結果、軸力が一定の水準より小さい場合に（今回の実験では初期軸力 30kN での実験において）、走行に伴い急速に軸力が低下し、0（ゼロ）になることが確認された（赤丸で囲んだ点）。

#### 限界軸力確認実験の結果



### 3. 事故防止対策の提言

車輪脱落事故を撲滅するためには、大型車の使用者やタイヤ専門店等のタイヤ脱着作業者自らが、適正なタイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理について自覚を持ち、自らの責任において大型車の車輪脱落事故防止策を講ずることが極めて重要であると考えられる。

特に、車輪脱落事故車両において、劣化・損傷した部品の使用が散見されたこと及び繰り返し締め付け試験において指定箇所への給脂を行わない場合に軸力が低下することが確認されたことから、不適切なタイヤ脱着作業を行った場合に劣化・損傷が進行し軸力が低下することが推察された。また、大型貨物自動車を用いた走行実証実験の結果を踏まえると、軸力が一定以上低下するとナットの緩みが加速的に進行することから、不適切なタイヤ脱着作業が車輪脱落事故につながることを示唆された。

そのため、本検討会では、さらなる車輪脱落事故防止対策として、以下のとおり事故防止対策のあり方を提言する。

#### (1) 速やかに実施すべき対策

##### 適切なタイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理に関する周知・啓発

- ・タイヤ脱着作業者に対して、タイヤ脱着作業や保守管理方法に関するダイレクトメール等を活用した周知・啓発
- ・劣化した部品の交換を促す緊急的な点検等の実施

##### 動画を活用した作業手順の啓発

- ・適切な作業手順を解説した動画を作成し、各種研修等において活用

##### 車輪脱落事故防止キャンペーンの継続的实施

- ・冬期に車輪脱落事故が多発する傾向を踏まえ、引き続き、事故防止キャンペーンを実施

##### 適切なタイヤ脱着作業や保守管理のための講習会の開催

- ・タイヤ脱着作業者自らが事故防止対策を実施できるよう関係団体と連携し講習会を実施

##### 車輪脱落事故防止対策の指導

- ・整備管理者研修において、必ず車輪脱落事故防止対策の徹底について講義を実施

##### 整備管理者管理権限の明確化

- ・適切なタイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理の実施に係る、整備管理者の管理権限を明確化
- ・大型車を保有する運送事業者等の整備管理規程について、タイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理に関する規定を義務付け

#### (2) 中・長期的に実施すべき抜本対策

##### タイヤ脱着作業者における適切な作業を徹底するための施策

- ・タイヤ脱着作業者に対して適切な作業を徹底させるため、(1)の対策以上の周知・啓発を徹底する等、さらなる対策の強化



#### **整備管理者に対する指導強化**

- ・ 車輪脱落事故惹起事業者等の整備管理者に対する、タイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理に関する実習も含めた整備管理者特別研修の新設
- ・ 一定期間に複数回の車輪脱落事故を惹起した運送事業者等の整備管理者に対し、解任命令を発令する等、指導強化

#### **タイヤ脱着作業による人為的な作業ミスを防ぐためのハード対策**

- ・ ナットの緩みの予兆検知等に関する車両対策について、検出精度等の課題が残されているところ、できるだけ早く開発に向けた中・長期計画を策定し、製品化に向け、各自動車メーカーにおいて検討を推進
- ・ 国土交通省において、中・長期的に規制の方向性に係る検討含め、必要な検討を推進

#### **劣化したホイール・ナットを排除するための施策**

- ・ 劣化したナットの排除に向けた部品の適切な交換を促進するための施策等を検討、早急  
に実施

### **4. 引き続き検討すべき課題**

今後も大型車の車輪脱落事故の発生状況を継続的に監視し、詳細な事故調査を引き続き実施しつつ、対策の効果を検証すべきである。

これまでの調査では左後輪からの脱落事故が多い理由等、明らかにできなかった点があるため、引き続き検討を行っていくことが望ましい。

令和5年度 指定監査結果集計表(口頭注意件数)

10月末現在

( )内は前年同月の件数

	札幌	函館	室蘭	旭川	帯広	釧路	北見	全道計
<b>(1)指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り(3点)</b>								
①点検整備項目の記載漏れ、誤り	0 (7)	10 (14)	0 (3)	10 (2)	3 (0)	0 (1)	6 (20)	29 (47)
②完成検査欄記載漏れ(誤り)								
CO/HC	0 (0)	2 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	2 (4)
DS	0 (1)	0 (4)	0 (3)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	1 (4)	1 (14)
ヘッドライト	0 (1)	3 (0)	0 (1)	2 (1)	0 (1)	0 (0)	6 (9)	11 (13)
サイドスリップ	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (6)
ブレーキ	0 (1)	3 (4)	0 (2)	5 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (16)	8 (26)
スピード(誤差)	0 (0)	0 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (8)
排気騒音	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)
補助前照灯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (2)
タイヤ振れ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
警音器	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
③目視検査欄の記載漏れ、誤り	(全部)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
	(一部)	0 (10)	0 (0)	0 (2)	2 (1)	0 (0)	0 (6)	2 (19)
④記載事項照合欄記載漏れ、誤り(同一性)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (11)	6 (13)
⑤交付番号記載漏れ、誤り	0 (1)	0 (1)	0 (0)	3 (2)	1 (0)	0 (0)	1 (3)	5 (7)
⑥検査年月日記載誤り	0 (0)	3 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	3 (5)
<b>(2)適合証の検査年月日、交付年月日を記載漏れ、記載誤りし、適合証を交付した(3点)</b>								
①検査年月日記載漏れ、誤り	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
②交付年月日記載漏れ、誤り	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
③その他記載漏れ、誤り(保険、最終検査申請日等)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	2 (0)	5 (0)
<b>(3)検査員の証明を記載漏れ、記載誤りした(3点)</b>								
検査員氏名記載漏れ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(4)記録簿の様式間違い(3点)	0 (2)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
(5)検査員の変更届出等未提出(9点)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
(6)事業場等の変更届出未提出(3点)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
<b>(7)その他</b>								
①自賠責不足	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)
②その他	0 (1)	0 (3)	0 (0)	5 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)

	札幌	函館	室蘭	旭川	帯広	釧路	北見	全道計
監査件数	236	110	5	89	44	16	51	551
	(199)	(111)	(56)	(48)	(54)	(6)	(101)	(575)
口頭注意を受けた事業場数	2	16	0	24	8	0	13	63
	(28)	(23)	(12)	(9)	(2)	(1)	(57)	(132)
監査件数あたりの比率	0.8%	14.5%	0.0%	27.0%	18.2%	0.0%	25.5%	11.4%
	(14.1%)	(20.7%)	(21.4%)	(18.8%)	(3.7%)	(16.7%)	(56.4%)	(23.0%)

## 令和4年度及び令和5年度の指定整備事業者の処分状況一覧

(注) 指定整備事業者の認証関係処分だけのものは含みません。

		取 消	停 止	警 告			処分等 事業場数	検 査 員		
				局 長	支局長	合 計		解 任	警 告	合 計
札幌	R4	1	1		10	10	12	1	6	7
	R5				2	2	2		2	2
函館	R4					0	0			0
	R5				1	1	1		1	1
室蘭	R4					0	0			0
	R5					0	0			0
旭川	R4					0	0			0
	R5				1	1	1		1	1
帯広	R4					0	0			0
	R5					0	0			0
釧路	R4					0	0			0
	R5					0	0			0
北見	R4					0	0			0
	R5					0	0			0
合計 (全道)	R4	1	1	0	10	10	12	1	6	7
	R5	0	0	0	4	4	4	0	4	4

令和5年10月31日現在

## 令和4年度 主な指定自動車整備事業者処分概況（運輸局取扱い概況）

（注）認証関係処分だけのものも含まれます。

### 【事例1】（札幌管内）

処分：令和5年1月 業態：専業

札幌運輸支局の窓口へ保安基準適合証による継続検査申請の際、自動車損害賠償責任保険証明書の保険期間が更新後の有効期間を満たしていないことが確認されたことから、特別監査を実施したところ、自賠責保険期間が不足していたにも関わらず保安基準適合証が交付されている事実が確認された。また、車両総重量3.5トン以下のトレーラをけん引車に連結することなく完成検査を行い、完成検査の一部が未実施であるにもかかわらず自動車検査員は適合証に証明をし事業場管理責任者は適合証を交付したこと、指定整備記録簿の一部に多数の記載誤りがあった事実を確認した。

#### 〈処分内容〉

- ・ 指定関係 ----- 保適証等交付停止40日
- ・ 自動車検査員 ----- 文書警告（1名）

## 令和4年度 指定自動車整備事業者処分概況（支局長警告概況）

（注）認証関係処分だけのものも含まれます。

### 【事例2】（札幌管内）

処分：令和4年11月 業態：専業

運輸支局の窓口へ保安基準適合証による継続検査の有効期間の更新申請のあった車両の提出書面審査時、自動車損害賠償責任保険証明書の保険期間が更新後有効期間を満たしていないことが確認された。

その後、当該事業場へ特別監査を実施したところ、更新されるべき自動車検査証の有効期間の一部の期間において、自賠責未加入となる状況にもかかわらず保安基準適合証を交付した事実を確認したほか、指定整備記録簿の一部記載漏れの事実を確認した。

#### 〈処分内容〉

- ・ 指定関係 ----- 文書警告

**【事例3】** (札幌管内)

処分：令和4年12月 業態：専業

札幌運輸支局へ継続OSSによる申請があった車両のOSS審査時、自動車損害賠償責任保険証明書の保険期間が更新後有効期間を満たしていないことが確認された。

その後、当該事業場へ特別監査を実施したところ、更新されるべき自動車検査証の有効期間の一部の期間において、自賠責未加入となる状況にもかかわらず保安基準適合証を交付した事実を確認した。

〈処分内容〉

・指定関係-----文書警告

**【事例4】** (札幌管内)

処分：令和5年3月 業態：専業

軽自動車検査協会札幌主管事務所より当該事業場から窓口へ保安基準適合証による継続検査の有効期間の更新申請のあった車両の提出書面審査時、自動車損害賠償責任保険証明書の保険期間が更新後有効期間を満たしていないことが確認された旨の連絡があった。

その後、当該事業場へ特別監査を実施したところ、更新されるべき自動車検査証の有効期間の一部の期間において、自賠責未加入となる状況にもかかわらず保安基準適合証を交付した事実を確認した。

〈処分内容〉

・指定関係-----文書警告

## 令和5年度 主な指定自動車整備事業者処分概況（運輸局取扱い概況）

### 【事例5】（函館管内）

処分：令和5年4月 業態：専業 【認証】

函館地方自動車整備振興会から当該事業場の経営実態が無い旨の通報があったことを端緒とし調査した結果、通報内容のとおり経営実態が無いことが確認された。

調査の結果、当該事業場が使用されている形跡は無く、また事業の実態も無く、当該事業場の代表者は所在不明である。

#### 〈処分内容〉

- ・ 認証関係 ----- 取消  
事業を廃止したにもかかわらず所定の届出をしなかった。

## 令和5年度 指定自動車整備事業者処分概況（支局長警告概況）

（注）認証関係処分だけのものも含まれます。

### 【事例6】（札幌管内）

処分：令和5年8月 業態：ディーラー

当該事業者より継続検査で在庫した車両1台に対し、保安基準不適合状態であるにもかかわらず保安基準適合証に証明及び交付したとの自主申告があり、当該車両の完成検査を実施して保安基準適合証を交付したが、フロント左側スタビライザーのスタビライザーブッシュ取付け用ブラケットのボルト折損、ブラケット変形並びにブッシュ脱落した状態であった。

本件について、特別監査を実施したところ、当該車両について保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証を交付した事実を確認した。

#### 〈処分内容〉

- ・ 指定関係 ----- 文書警告
- ・ 自動車検査員 ----- 文書警告（1名）

**【事例7】** (函館管内)

処分：令和5年8月 業態：専業

パトロール監査実施のため当該事業場に立ち入ったところ、側方反射器、大型後部反射器、最大積載量の表示が保安基準に適合しない状態で保安基準適合標章が貼付けされている車両が確認された。当該車両は既に保安基準適合証の交付が行われていたため特別監査に切り替えたところ、事業場管理責任者を兼務している当該自動車検査員が保安基準不適合状態であることに気付かず、保安基準に適合する旨の証明を行い、保安基準適合証を交付した他、計7台の車両に対して指定記録簿の一部記載漏れ等の違反が確認された。

〈処分内容〉

- ・ 指定関係 ----- 文書警告
- ・ 自動車検査員 ----- 文書警告（1名）

**【事例8】** (札幌管内)

処分：令和5年10月 業態：専業

札幌運輸支局の窓口へ保安基準適合証による継続検査の有効期間の更新申請のあった車両の提出書面審査時、保安基準緩和の期限が過ぎており、保安基準不適合状態であるセミトラに対して保安基準適合証等を交付したことを確認した。

その後、当該事業場へ特別監査を実施した結果、事業場管理責任者と自動車検査員は保安基準緩和の期限の確認を失念したまま保安基準適合証に適合している旨を証明し、適合証を交付した事実が確認された。

〈処分内容〉

- ・ 指定関係 ----- 文書警告
- ・ 自動車検査員 ----- 文書警告（1名）

**【事例9】** (旭川管内)

処分：令和5年10月 業態：専業

パトロール監査において、指定整備記録簿のすれ違い用前照灯の光軸の記載について、疑義が生じたため、検査員に確認をしたところ、ライトテストの測定方法等について、誤った認識により検査を実施していた事実が確認された。

〈処分内容〉

- ・ 指定関係 ----- 文書警告
- ・ 自動車検査員 ----- 文書警告（1名）

令和5年7月28日  
自動車局  
整備課

## お知らせ

国土交通省は、本日9時より、道路運送車両法第100条の規定に基づき、別紙34事業場に対し、一斉に立入検査を行います。

### 記

案 件：(株)ビッグモーターへの立入検査について

日 時：令和5年7月28日(金) 9:00 ~ 終了時間未定

場 所：別紙のとおり

取 材：

- ・立入検査を行う職員の立入時のみ取材可能です。
- ・浦和美園店のみ取材協力(※)をいたします。それ以外の事業場においては取材協力いたしかねますので、予めご承知おきください。  
報道関係者の皆さまは8:40までに事業場前にお集まりください。
- ・当日は必ず担当者の指示に従ってください。

(※)取材協力：担当者による案内があります。

(問い合わせ先)  
国土交通省自動車局整備課  
代表：03-5253-8111  
直通：03-5253-8601



別紙

番号	事業場（店舗名）	住所
1	ビッグモーター札幌清田店	札幌市清田区真栄62番地1
2	ビッグモーターひたちなか店	茨城県ひたちなか市新光町30番8
3	ビッグモーター石岡店	茨城県石岡市八軒台18番29号
4	ビッグモーターつくば店	茨城県つくば市学園の森3丁目45番地1
5	ビッグモーター栃木店	栃木県栃木市大平町下皆川2102番地6
6	ビッグモーター前橋店	群馬県前橋市小屋原町595番1
7	ビッグモーター浦和美園店	埼玉県さいたま市緑区美園三丁目11番地11
8	ビッグモーター熊谷店	埼玉県熊谷市新堀952番地11
9	ビッグモーター酒々井店	千葉県印旛郡酒々井町飯積2丁目6番1
10	ビッグモーター多摩店	東京都多摩市貝取5丁目3番
11	ビッグモーター新潟南店	新潟県新潟市南区能登2丁目8番51号
12	ビッグモーター野々市店	石川県野々市市三日市三丁目356番地
13	ビッグモーター福井店	福井県福井市大土呂町28字2-1
14	ビッグモーター甲府店	山梨県甲府市住吉四丁目3131
15	ビッグモーター浜松南店	静岡県浜松市南区新橋町1956
16	ビッグモーター名古屋茶屋店	愛知県名古屋市中港区東茶屋4-38
17	ビッグモーター彦根店	滋賀県彦根市森堂町75番地
18	ビッグモーター京都伏見店	京都市伏見区横大路芝生1-156
19	ビッグモーター天理店	奈良県天理市東井戸堂町187番
20	ビッグモーター倉敷水島店	岡山県倉敷市水島高砂町6番1号
21	ビッグモーター下関営業所	山口県下関市大字楠乃字原123番地の4
22	ビッグモーター宇部営業所	山口県宇部市大字東須恵字丸河内915番地1
23	ビッグモーター周南営業所	山口県周南市南浦山町3番8号
24	ビッグモーター高松店	香川県高松市東山崎町948番地
25	ビッグモーター平井店	愛媛県松山市平井町甲3149番1
26	ビッグモーター春日営業所	福岡県春日市春日7丁目35番地
27	ビッグモーター八幡営業所	福岡県北九州市八幡西区瀬板2丁目22番1号
28	ビッグモーター西福岡店	福岡県福岡市西区今宿青木1046番2
29	ビッグモーター小倉西港店	福岡県北九州市小倉北区西港町27-5
30	ビッグモーター筑後店	福岡県筑後市大字前津52番地1
31	ビッグモーター古賀店	福岡県古賀市舞の里3丁目14番3号
32	ビッグモーター多良見店	長崎県諫早市多良見町市布1600番地2
33	ビッグモーター宇土店	熊本県宇土市三拾町100-1
34	ビッグモーター鹿児島店	鹿児島県鹿児島市宇宿二丁目12番20号

令和5年10月24日  
北海道運輸局自動車技術安全部  
整備・保安課

## 自動車特定整備事業者の事業停止処分について

自動車特定整備事業者に立入調査を実施したところ、点検整備料金の過剰請求などの道路運送車両法違反を確認したため、北海道運輸局において自動車特定整備事業の事業停止処分を行いました。

1. 事業者及び事業場の名称及び所在地  
株式会社 ビッグモーター  
ビッグモーター札幌清田店 [北海道札幌市清田区真栄62番地1]
2. 行政処分の内容（処分年月日 令和5年10月24日）  
自動車特定整備事業の停止
3. 停止期間  
令和5年10月25日 から 令和5年11月13日 まで 20日間
4. 違反内容
  - (1) 点検整備料金の過剰請求があった。  
(道路運送車両法第91条の3 [施行規則第62条の2の2第1項第3号]の違反)
  - (2) 特定整備記録簿に一部記載誤り、記載漏れがあった。  
(道路運送車両法第91条第1項の違反)
  - (3) 整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備があった。  
(道路運送車両法第91条の3 [施行規則第62条の2の2第1項第7号]の違反)
  - (4) 認証を受けた作業場以外で特定整備を実施した。  
(道路運送車両法第78条第1項の違反)
  - (5) 使用者へ特定整備記録簿の写しを交付していない。  
(道路運送車両法第91条第2項の違反)

(問い合わせ先)

北海道運輸局

自動車技術安全部整備・保安課

電話：011-290-2752

## ビッグモーターの34事業場に対する行政処分等の内容

No	運輸局	運輸支局	事業場	認証	指定
1	北海道	札幌	札幌清田店	事業停止 20日	※指定は受けていない
2	関東	茨城	ひたちなか店	事業停止 15日	指定取消
3	関東	茨城	石岡店	事業停止 15日	文書警告
4	関東	茨城	つくば店	事業停止 40日	車検業務の停止70日
5	関東	栃木	栃木店	事業停止 15日	文書警告
6	関東	群馬	前橋店	事業停止 10日	指定取消
7	関東	埼玉	浦和美園店	事業停止 75日	指定取消
8	関東	埼玉	熊谷店	事業停止 90日	指定取消
9	関東	千葉	酒々井店	事業停止 55日	指定取消
10	関東	東京	多摩店	事業停止 60日	文書警告
11	関東	山梨	甲府店	事業停止 40日	指定取消
12	北陸信越	新潟	新潟南店	事業停止 15日	指定取消
13	北陸信越	石川	野々市店	事業停止 10日	車検業務の停止20日
14	中部	福井	福井店	事業停止 20日	指定取消
15	中部	静岡	浜松南店	事業停止 60日	指定取消
16	中部	愛知	名古屋茶屋店	事業停止 35日	指定取消
17	近畿	滋賀	彦根店	事業停止 15日	車検業務の停止 150日

## ビッグモーターの34事業場に対する行政処分等の内容

No	運輸局	運輸支局	事業場	認証	指定
18	近畿	京都	京都伏見店	事業停止 25日	※指定は受けていない
19	近畿	奈良	天理店	事業停止 35日	車検業務の停止 110日
20	中国	岡山	倉敷水島店	事業停止 25日	文書警告
21	中国	山口	下関営業所	事業停止 15日	文書警告
22	中国	山口	宇部営業所	事業停止 15日	文書警告
23	中国	山口	周南営業所	事業停止 15日	文書警告
24	四国	香川	高松店	事業停止 15日	車検業務の停止 40日
25	四国	愛媛	平井店	事業停止 15日	文書警告
26	九州	福岡	春日営業所	事業停止 25日	指定取消
27	九州	福岡	八幡営業所	事業停止 30日	車検業務の停止 40日
28	九州	福岡	西福岡店	事業停止 25日	車検業務の停止 70日
29	九州	福岡	小倉西港店	事業停止 20日	車検業務の停止 180日
30	九州	福岡	筑後店	事業停止 30日	車検業務の停止 20日
31	九州	福岡	古賀店	事業停止 20日	指定取消
32	九州	長崎	多良見店	事業停止 20日	車検業務の停止 40日
33	九州	熊本	宇土店	事業停止 20日	文書警告
34	九州	鹿児島	鹿児島店	事業停止 20日	車検業務の停止 30日

## 二輪自動車の指定部品の取扱いについて

二輪自動車に装着される下記の部品について取扱いを見直し、安全性の確保、公害の防止上支障が少ない部品として、**令和6年3月以降の継続検査から**、一定範囲を超えた場合でも構造等変更検査の手続きを不要とします。

### 記

#### 1. 空気流を調整等するための部品

カウル類，ウィンドウシールド，ステップ

#### 2. 手荷物等を運搬するための部品

パニアケース，リヤキャリア，リヤキャリアボックス

#### 3. その他部品

クラッチ/ブレーキレバー，ナックルガード，バックレスト，クラッシュガード，グラブバー，シーシーバー

一定範囲

長さ	幅	高さ	車両重量
± 3 cm	± 2 cm	± 4 cm	± 50kg



## 駆動軸にスピードメーターの検知装置が無い四輪自動車の速度計の検査方法について

スピードメーターの検査を走行テストにより実施する場合一

駆動軸にスピードメーターの検知装置が無い四輪自動車の「速度計の指示の誤差」の検査については、検査車と随行車(基準となる車)の併走による検査を実施することができるものとする。

なお、当該構造を有する自動車以外については、従来どおり速度計試験機による検査とし、「走行テストによる検査」は認められない。

速度計の検査に係る走行テストの方法及び指定整備記録簿の記載については、次の例により行うこととする。

### 1. 走行テストの方法

検査員が随行車(基準となる車)を速度計試験機により測定し、速度計の誤差を確認する。

随行車の速度計が40km/hの時、速度試験機が39.7km/hの場合、誤差+0.3 km/h(A)

随行車(検査員乗車)と検査車(補助者乗車)を併走させ、検査車が40km/hで合図した時の随行車の速度計を読み取り、随行車の速度計と検査車の速度計の差を確認する。(併走検査)

検査車が40km/hで合図した時に、随行車が38km/hの場合、検査車と随行車の差は+2km/h(B)

下記の判定式により、上記の過程で測定した随行車の誤差+0.3を判定式の(A)へ、上記の併走検査の過程で確認した速度計の差+2を判定式の(B)へ代入し、計算して求めた値が検査結果(C)となる。

判定式

随行車の誤差(A)	+	併走検査時の差(B)	=	検査結果(C)
(+0.3)	+	(+2)	=	(+2.3)
				(検査車の速度計の誤差)

### 2. 指定整備記録簿の記載方法

「速度計の誤差欄」に検査結果を記載するとともに、「走行テスト等の方法と結果」欄に記載例により走行テストの概要を記載すること。

(記載例)

走行テスト等の方法と結果	随行車(旭川 た 誤差+0.3km/h)と併走し、検査車が40km/hで合図した時に随行車は38km/h(誤差+2km/h)であった。よって、速度計の誤差は+2.3km/hである。
--------------	--

速度計の誤差欄には+2.3 km/hと記入する。

本取扱いは令和6年4月1日からとする。

令和5年10月5日  
北海道運輸局  
自動車技術安全部

## 車検前の適切な点検・整備へのご協力をお願いします！！

### ～ 再検査を減らし、スムーズな車検の実現に向けて ～

北海道運輸局では、管内の運輸支局に検査・登録手続きのために来庁される方々の“混雑解消”に向けて取り組んでいます。

この度、混雑の要因の一つでもある「車検時の不合格及び再検査状況」を調査したところ、[北海道の不合格及び再検査の割合は、全国で最も高い水準](#)にありますので、ご利用される皆さまに状況を広く理解していただき、より一層の受検前の適切な点検と整備の徹底をお願いします。

### 1. 調査概要

調査期間：令和2年度、令和3年度、令和4年度の年度毎

調査対象：各運輸支局へ車両を持ち込んで受検する継続検査

調査項目：受検車両台数、受検車両台数に対する不合格※1 割合及び再検査※2 割合

※1：不合格とは、検査受検したが不適合箇所があり、かつ車検を更新できなかったもの

※2：再検査とは、検査受検した際に不適合箇所があったもの

### 2. 調査結果

#### 【年度別 受検車両台数と不合格及び再検査割合】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受検車両台数	北海道： 214,018 台 全 国：5,124,141 台	北海道： 211,576 台 全 国：5,053,319 台	北海道： 221,800 台 全 国：5,241,736 台
不合格割合	北海道： 3.1% 全 国： 1.6%	北海道： 3.5% 全 国： 1.6%	北海道： 3.4% 全 国： 1.6%
再検査割合	北海道： 16.5% 全 国： 10.3%	北海道： 16.3% 全 国： 10.3%	北海道： 16.9% 全 国： 10.4%

- 北海道における受検車両台数に対する不合格及び再検査割合は、全国の各地方運輸局の中で最も高い水準であり、特に、不合格の割合は、全国平均の約2倍である



運輸支局構内の混雑の様子

#### 自動車点検整備推進運動



9月及び10月は自動車点検整備  
推進運動強化月間です



安全と環境保全には、点検・整備が必要です

国土交通省 HP

お問い合わせ  
自動車技術安全部  
技術課 中里 電話:011-290-2753  
整備・保安課 中村 電話:011-290-2752

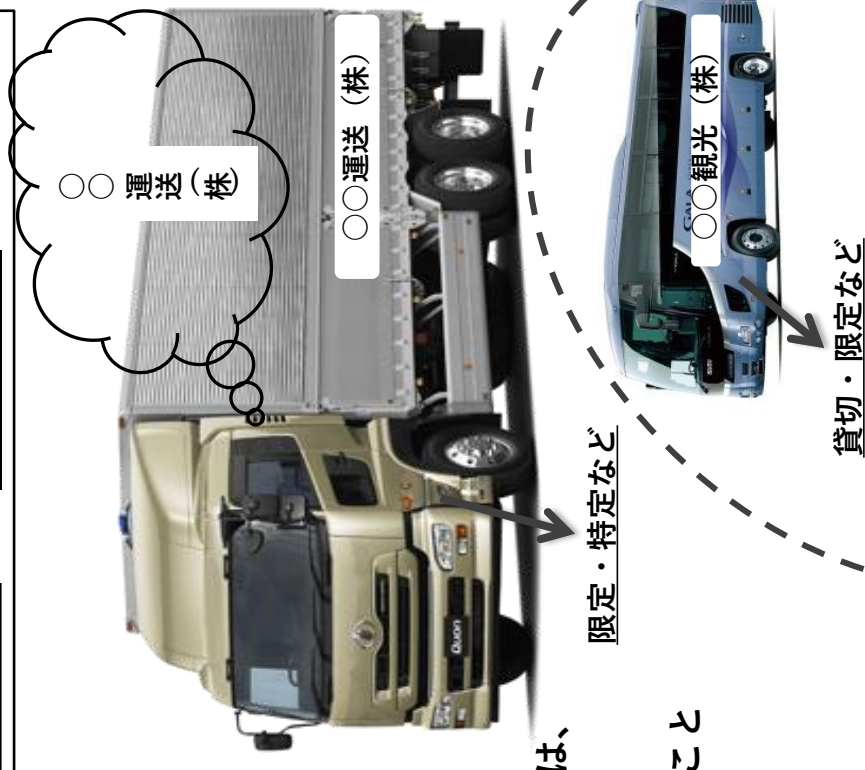
○ 貨物運送事業の許可を受けた自動車は、道路運送法第95条により、自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他省令に定める事項を見やすいように表示しなければならぬ

○ 車体への表示方法は、以下に示す貨物自動車の車体表示の目安※により、ペンキ等により車体に直接書き込むこととし、布テープ、マグネット等による貼付けは、原則、不可となる

○ なお、「非表示又は虚偽の表示等」の不適正な表示をした者には罰則が適用される

### ※ 貨物自動車の車体表示の目安

1. 表示を要する事項  
37  
使用者、事業者の氏名、名称又は記号  
事業の区分（限定、特定、通運、航空、海上、運行）
2. 表示要領
  - ▶ 氏名、名称
  - ・ 使用者が法人の場合：法人名
  - ・ 個人の場合：個人名及び通商名（○○商店等）
3. 表示箇所等
  - ・ 原則、荷台部両側面に横書き
  - ・ 平型荷台等のため表示できない場合は、ドア部に横書き又は、キャビンに縦書きで表示
  - ・ 株式会社を(株)、有限会社を(有)での表示は可
  - ・ 事業区分は、ドア両側に表示し、車体の塗色と重複しないこと
4. 文字の大きさ
  - ・ 普通車は、概ね縦横 12cm以上
  - ・ 小型車は、概ね縦横 8 cm以上



限定・特定など

貸切・限定など

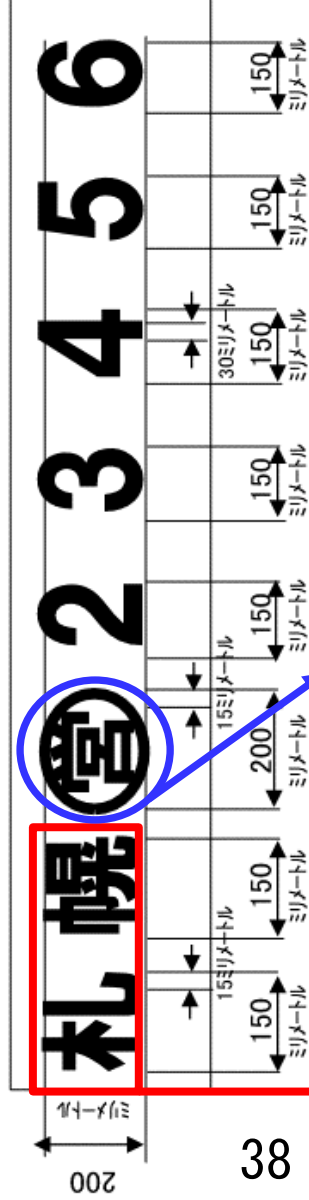
## 土砂等を運搬する大型自動車の車体表示について

○ 大型ダンプに関する表示は、使用者の氏名、名称の表示に加え、ダンプ規制法（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 第4条）による指定された表示番号等を表示しなければならない

○ なお、「非表示又は虚偽の表示等」の不適正な表示をした者には罰則が適用される

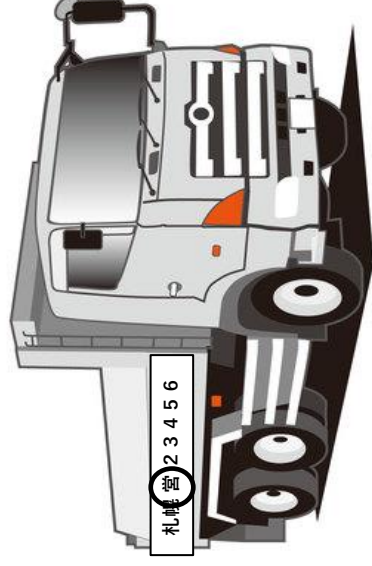
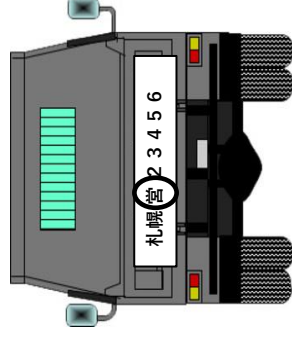
➤ 数字は5けた以下のアラビア数字

- ・ 文字の高さ 200mm
- ・ 文字と数字の幅 150mm
- ・ 記号の幅 200mm
- ・ 文字と記号の太さ 15mm
- ・ 数字の太さ 30mm



表示する 文字及び 記号	表示する 事業の種類 記号
営	自動車運送事業
石	採石業
砕	砕石業
砂	砂利採取業
販	砂利販売業
建	建設業
他	その他

表示する 文字	表示する 支局
札幌	北海道運輸局各運輸支局
函館	札幌運輸支局
旭川	函館運輸支局
室蘭	旭川運輸支局
釧路	室蘭運輸支局
帯広	釧路運輸支局
北見	帯広運輸支局



※ 表示はペンキ等により左横書き、文字・記号及び数字は黒色とし、地を白色とする

荷台の両側面及び後面に表示すること